会 議 名	令和4年度第6回武蔵村山市行政評価委員会
開催日時	令和4年10月31日(月)午後1時55から午後3時40分まで
開催場所	4 0 3 集会室
出席者及び 欠 席 者	出席者:坂野委員長、栗原副委員長、清委員、中澤委員、原田委員 欠席者:石川委員 事務局:行政経営課長、行政管理係長、行政管理係主任
	説明員:防災安全課長、防災安全課災害対策係長、防災安全課消防係長
報告事項	令和4年度第5回行政評価委員会の会議結果について
議題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 令和4年度行政評価外部評価報告書(案)について 4 その他
結 () () () () () () () () () (議題1 事務事業の外部評価について 「No.1 ブロック塀撤去工事等助成金交付事業」及び「No.2 消防団準中型・中型免許取得補助事業」について、外部評価を実施した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理第4回会議で審議した事務事業2件に係る外部評価(修正案)及び第5回会議で審議した事務事業2件に係る外部評価(際)について確認し、以下のとおりとした。 ○No.8 保育コンシェルジュ事業原案のとおり決定した。 ○No.6 在宅医療・介護連携推進事業委員の意見を踏まえ、事務局で修正案を作成次第各委員に送付し、確認することとした。 ○No.7 生活支援体制整備事業委員の意見を踏まえ、事務局で修正案を作成次第各委員に送付し、確認することとした。 議題3 令和4年度行政評価外部評価報告書(案)について令和4年度行政評価外部評価報告書(案)について審議した。 議題4 その他第3回から第6回までの会議録、本日審議した事務事業2件の外部評価(案)及び第5回で審議した事務事業2件の外部評価(修正案)については、作成次第各委員に送付し、確認することとした。その後、本年度審議した全ての外部評価調書を「外部評価報告書」として整理し、委員長による決定を経て市長に提出することとした。
審 議 経 過 に	報告事項 令和4年度第5回行政評価委員会の会議結果について 令和4年度第5回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に 基づき事務局から報告した。
(発言者) ○印=委員	【質疑・意見等】 ○ 特になし。

●印=説明員 ■印=事務局

議題1 事務事業の外部評価について

事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

No.1 ブロック塀撤去工事等助成金交付事業

- ブロック塀撤去工事等助成金交付事業の概要及び内部評価について、説明をお願いする。
- それでは、資料『令和4年度行政評価 外部評価の対象事務事業』 1ページの補助金等評価調書及び参考資料の案内チラシに沿って説明する。

本事業は、地震等によるブロック塀等の倒壊防止対策として令和 元年度から実施しており、避難路に面した倒壊のおそれのあるブロッ ク塀等の除去や建替工事の費用の一部を助成するものである。

助成金額は、1 m当たりの工事費用に工事した塀の長さを乗じて、その費用の3分の2を助成するものであり、1 m当たりの工事費用の上限額を8万円、塀の長さを最長25 mまでとしている。助成金額3分の2のうち、国庫支出金で3分の1、都補助金で6分の1、市で6分の1を補助する。なお、ブロック塀から木塀に建て替えた場合は、東京都からの加算金が追加される場合もある。

申請の流れは、先に配布したチラシの裏面に記載されているので 参照いただきたい。このチラシは本庁舎1階、地区会館、土建組合に 置き、ホームページや市報で周知している。

所管課の評価として、公益性は、ブロック塀の倒壊を防ぎ、地震発生時における市民の安全を守るためにも、市の関与が必要であり、市民ニーズに適合し、一般市民にも受益があるとしている。

有効性は、毎年度申請があり、廃止・休止した場合は、対象ブロック塀の建て替えが進まず、市民への影響は大きいとしている。また、補助金の基準は明確であり、建替工事に伴い倒壊のおそれのあるブロック塀等を除去できることが期待されるため、本助成により期待された効果が得られるとしている。

効率性は、補助金額として、国や東京都の補助金額の上限に基づいて設定している。本市は1m当たり8万円を上限としており、他市においては、本市と同様の助成額を設定している自治体と、これより低い金額で助成している自治体もある。なお、国や東京都の補助金額の上限が変更された場合は、見直しを検討する余地があると考えてい

る。また、助成期間については年度ごとに要綱を制定して実施している。補助金の統合については、震災対策として、ブロック塀の撤去・ 新設に類する補助金は他にないため、統合は困難であるとしている。

最後に、補助金交付に当たっての課題として、本助成制度の対象となる倒壊のおそれがあるブロック塀等は、個人の所有物であり、ひび割れ等の目視できる状況を除き、基礎部分や鉄筋の有無に関しては詳細が分からないため、耐震基準を満たすかは所有者が判断し、工事を実施してもらうこととしている。また、助成制度を活用し、撤去工事等を実施する場合であっても、所有者には3分の1の自己負担が生じることから、申請件数が伸び悩んでいるため、その増加が課題と考えている。

今年度の申請件数に関して、案内チラシの配布や市報による周知強化を行った結果、10月現在、相談件数3件、申請準備中1件、工事完了2件となっており、例年と比べて増加している。

本事業を開始して3年以上経過したこともあり、施工業者に本事業の周知が図られたことも要因であると考えている。

所管課としては、今後とも避難路の安全確保のため制度を周知しつつ事業を継続したいと考えている。

所管課の説明については、以上である。

【質疑・意見等】

- 所有者に判断を委ねて、工事は強制でなく申請制としているが、市が倒壊のおそれのあるブロック塀を把握しておらず、危険に対処できない状態であれば問題である。
- 市民の通報等により危険性があると判断できる場合、所有者に本事業を案内している。しかし、ブロック塀は、あくまで所有者が設置し管理するものであり、市で修繕するのは困難であると考えている。
- 所有者から協力を得るための方策はあるのか。
- 市報や案内チラシの配布により周知している。今年度、その周知を 強化したところ、申請件数が増加したため、今後も更に本事業の周知 を図りたい。
- 周知の具体的な取組を伺いたい。
- これまでは年1回市報に掲載し周知を図っていたが、今年度は年2回に増やし、さらに9月1日防災の日に合わせて、ブロック塀の点検を促す内容を市報に掲載し市民に周知した。それに加え、案内チラシの内容を分かりやすく修正し、市役所や地区会館で配布したところ問合せ件数が増加した。また、申請件数も増加しており、一定の効果があったと考えている。
- 問合せ等の件数はどの程度増えたのか。
- 令和3年度は、事前相談2件、そのうち実績2件である。令和4年

度は、10月現在で実績2件、申請手続中が1件、相談中が3件である。

- 事業開始当初からの実績の推移を伺いたい。
- 事業を開始した令和元年度から令和3年度までの実績は各年度2件である。
- 本事業は、平成30年に発生した大阪北部地震で、倒壊したブロック塀の下敷きになり小学生が死亡した事故を契機として開始したものか。
- そのとおりである。また、それに併せて市内の公共施設を点検し、 必要に応じて改修工事を実施したため、現在は倒壊のおそれがあるブロック塀はない。
- 建築基準法が改正された昭和56年以前に建築されたブロック塀は、現在の耐震基準を満たさず倒壊の危険性があると言われている。 それを市で把握していないのか。
- ブロック塀の建築確認を管轄するのは東京都であり、市ではその 内容を把握していない。
- その情報を提供してもらうことはできないのか。
- 市内全域の総数の情報提供も受けていないため、詳細な情報提供が可能かは不明である。
- 東京都から情報を取得できることが望ましい。
- 東京都で行う建築確認の許可に当たり、申請されるブロック塀は 建築基準法に合致する適格なものであるという前提が念頭にあった。
- 東京都では不適格なブロック塀を把握していないということか。
- 建築確認申請された内容が不適格であれば指導するので、そのデータを所持している可能性はあるが、全ての不適格なブロック塀に係る情報は持っていないと思われる。
- 痛ましい事故を二度と起こさないよう努める必要がある。市が倒壊のおそれのあるブロック塀を把握していないのは、対応がおろそかだと感じる。
- 危険なブロック塀等を除去して避難路の安全を確保するためには、市民から積極的に情報を寄せてもらい、対象を市で把握するとともに、本事業の周知を図る必要がある。
- 地震に限らず、台風等によりブロック塀が倒壊する可能性があることや、看板等の倒壊などによる被害も想定した方がよい。他に類似事業がないのであれば、倒壊による被害を想定し得るものを総合的に勘案して対応できるよう、事業内容を検討することが望ましい。
- 災害発生時における市民の安全確保を主眼とするのであれば、ブロック塀等の助成制度だけでなく、他の助成制度の実施についても検討すべき課題だと思料する。
- 避難路に面していれば申請できるのか。

- 助成対象は、避難路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀である。職員が現地調査し、国が示したチェックリストに基づき危険性の有無を確認し、その条件に合致するか目視により判断する。なお、新築は対象外である。
- ブロック塀は鉄筋を設置しているが、基礎部分は簡易な設計としていることが多いと聞いている。外観上は新しく見えても、耐震基準を満たさないブロック塀はあると思料する。
- 他市ではどのように確認しているのか。
- 本市と同様に職員の目視点検によるものと思われる。
- 国が示したチェックリストは、ホームページ等で事前に確認できるのか。
- 相談を受けて職員が対応する際に用いるため、本市のホームページには掲載していない。
- 業者はその内容を知っているのか。
- 国土交通省からブロック塀の点検のチェックポイントが公表されており、業者でも把握していると思われるため、対象と判断すれば市に情報が寄せられると考えている。
- 施工業者等に対象を発掘させることができれば、危険なブロック 塀等を把握する一つの手法となる。
- 申請や相談を待たずに、積極的に市内のブロック塀等を調査し、所 有者に注意や改善を促す対応はできないのか。
- 年1回、当課の職員、学校教育担当課の職員及び学校教員ととも に、学区内の通学路の点検を実施し、危険性のあるブロック塀を発見 した場合、所有者に本事業を案内している。

また、市内の医療機関のブロック塀が危険という情報があり、調整 を図ったところ耐震対策が実施された事例がある。

- 通学路点検の頻度を伺いたい。
- 毎年全校を対象に年1回1校ずつローテーションで実施し、各学校長やPTAと話し合い、危険性があると判断した場合は本事業を案内している。
- 市で全ての調査を行うのか。
- 関係者で学校に集まり、半日ほどかけて通学路を視察しながら点検している。
- 毎年実施して、通学路の危険性が解消されるなど効果はあるのか。
- 最も危ない箇所として交差点が挙げられるが、そこに路面標示や 路側帯を設置した箇所もあるため、一定の効果はあると考えている。
- 危険性のあるブロック塀について所有者に改善を促しても対応されない場合に、どのようにアプローチするかは検討が必要である。所有者に強制できないことや、プライバシーに関わる可能性もあるので一定の配慮が必要である。

- 本事業の趣旨を伝え、所有者の理解を得て協力を仰ぐほかないと 考えている。
- 先の説明にあった医療機関のブロック塀は築50年以上経過する ものだと記憶している。青梅街道の南北や新青梅街道の北側には同様 の古いブロック塀が多く、その辺りは資産のある地主が多いため、市 から積極的に声掛けして説得する方法が有効だと思料する。
- 現在の制度では、所有者に3分の1の自己負担が発生するが、工事 費用の補助額を上げれば希望者は増えるのではないか。
- 撤去工事、建替工事のどちらも補助率は3分の2なのか。
- 現行の制度は、工事費用の3分の2を補助するという内容である。 撤去、建替の工事内容により助成金額に差を設けることはしていない。
- 他市の状況について伺いたい。
- 多摩26市中20市で実施している。なお、近隣市のうち東大和市 は未実施である。助成金額は、本市と同等で設定している市もあれば、 低く設定している市もある。
- 税金投入の妥当性、公平性の確保の観点から難しいかもしれないが、市の上乗せ事業として、撤去工事に関しては全額補助することは可能であると思料する。
- 制度内容を変更することによって、協力を得られずにいた所有者 が本事業を利用する契機となるのではないか。撤去工事に関しては、 市から危険性を指摘され指導を受けた場合には全額補助とし、建替工 事に関しては2分の1補助にするなど、差を設けてみてはどうか。
- 立川市では、補助金額に差を設けており、撤去等の工事は1m当たり6,500円、新設工事は1m当たり6,000円としている。
- 子ども達の安全の確保のため、倒壊のおそれのあるブロック塀等 を除去するよう説得すれば、応じるものと思料する。
- 本事業の目的と乖離していると感じる。危険なブロック塀の撤去 の必要性について周知する内容に修正して、積極的にアプローチする べきである。
- ブロック塀の倒壊の危険性を訴え、撤去を依頼する内容の案内チラシ等で市民に周知を図ることは可能であるため、次年度から検討したい。
- 埼玉県では公共施設において木塀への改修工事を推進し、それを 契機として民間でのブロック塀の撤去、改修工事の促進につながった と記憶している。本事業についても、民間企業の知見を取り入れるこ とにより、利用促進に結び付くことが期待できる。
- 建物の耐震診断と併せてブロック塀等の耐震診断を実施するなど、他の制度を活用して耐震安全性を備えているか把握し、本事業を 推進することが望ましい。

- ブロック塀等の建て替えがどの程度促進されたのかについて、通 学路上とそれ以外の建て替えの速度や件数を比較することで、効果を 検証できると思われる。もし変化が見られないなら、老朽化を理由と した建て替えで本制度を利用するに過ぎず、安全性確保の観点からは アプローチ方法を工夫すべきである。
- 周知方法の見直しにより申請件数が増加したことから、一定のインセンティブ効果があったと見込める。
- 市民や施工業者から情報収集を行い対象ブロック塀の把握を進め た方がよい。
- 委員から提案のあった撤去工事を全額補助の対象とするインセン ティブを付与する方法など、より効果的な事業にする工夫を検討すべ きである。
- これまでの話をまとめると、本事業は、災害に伴うブロック塀等の 倒壊防止対策として、避難路に面している倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去及び建替工事に要する費用の一部を助成し、災害発生時における市民の安全の確保を図ることを目的としており、一定の意義が認められることから、今後も継続することが適当である。

他方、市民等が所有かつ管理するブロック塀等は、耐震安全性を備えているかの把握が困難であることや、改修工事には自己負担が伴うため、所有者の理解を得られない場合があることが課題となっている。

よって、本事業の趣旨である災害時における市民の安全の確保を 図るため、市内の倒壊のおそれのあるブロック塀等について、更に市 民や事業者などから情報を収集し、実態の把握に努めることを求め たい。

また、本事業の利用促進を図るため、積極的な周知に努めるとともに、他市の状況を参考に助成額が助成実績に与える影響を検証した上で、必要に応じて助成内容の見直しを行うなど、より効果的な事業へと発展させていくことを併せて求めたい。

No. 2 消防団準中型·中型免許取得補助事業

- 消防団準中型・中型免許取得補助事業の概要及び内部評価について、説明をお願いする。
- それでは、資料『令和4年度行政評価 外部評価の対象事務事業』 2ページの補助金等評価調書に沿って説明する。

本事業は、令和2年度から実施しており、消防団員に対して、所属する分団に配備されている準中型自動車及び中型自動車の運転資格の取得費用を補助することにより、消防団員の確保を図り、消防団活動を安定的に実施することを目的としている。

その経緯として、道路交通法の改正に伴い、普通自動車免許の取得時期によって3.5トンまでの運転資格しか持たない消防団員がおり、本市が所有する4.5トン以上の消防ポンプ自動車を運転できないため、その団員に対して、運転資格の取得費用を補助するものであり、消防庁の通達で平成30年度以降から助成制度を創出するよう指導を受け、対応したものである。内容はバスやタクシー会社等で実施されている業務で使用する車両の運転免許の取得補助と同様のものである。

補助内容は、普通自動車免許を取得している団員に対して、準中型 又は中型免許の取得に必要となる自動車教習所への入所等に係る費 用、運転免許試験場における試験及び免許証交付費用を助成してい る。

取得免許の種類は、3.5トン以上7.5トン未満の準中型免許、7.5トン以上11トン未満の中型免許があるが、消防団の各分団に配備されている車両の違いから、団員には所属する分団で必要となる運転資格を取得してもらうこととしている。

なお、令和4年4月時点で、所属する分団の車両を運転することができない団員は169名中33名であり、分団によっては所属団員の半数以上がその対象となっている。

次に、所管課の評価についてである。

本事業は、これまで実績がないものの、その理由は事業開始時期に発生した新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、団員が教習所での感染を危惧したことに加え、教習所の新規入校者の受付停止や教習の受講待ち等の理由から、希望する団員がいなかったためである。

今年度は現在4名が申込みしており、公益性は、消防団活動に関わるため市の関与が必要であるとしている。所属する分団の車両が運転できない団員はいるが、全員が運転できないわけではなく、運転資格を持つ者が増えることは望ましいが、市民ニーズに適合するかは検討の余地があると考えている。

有効性は、道路交通法が改正された平成29年度以降に免許を取得した団員は、消防団に入団した際に車両が運転できないことがあり、廃止・休止した場合の影響は大きいとしている。補助基準は、消防団員の免許取得費用としており明確であるとしている。団員が所属する分団の車両が運転できるようになることから、一定の効果があると考えている。

効率性は、本市は免許取得に係る総額を補助しているが、他市では 上限額を設定しているところがあるため、見直しの余地があるとし ている。補助期限は、教習所を卒業した年度末までに免許を取得する ことを条件としている。

補助金交付に当たっての課題は、教習所の費用など免許取得に係

る費用は、団員が教習所入学時等に先に支払う必要があるため、申請後に助成されるとしても、金銭的負担が大きいとの話があり、申請者数が伸び悩んでいる。

今後の方針としては、本市に限らず消防団員の担い手が少なく、消防団の安定的な活動の維持は全国的に課題となっており、本事業は、消防車両の運転という消防団活動の基本的な活動を支援する制度であり、消防団の機能維持や消防団員の処遇改善のため、今後も継続していきたいと考えている。

所管課の説明としては、以上である。

【質疑・意見等】

- 団員全員の免許取得が理想ではあるが、消防車1台を出動させる のに団員の何割が運転資格を持てばよいのか。
- 1分団の上限人数は25名であり、消防車1台に対する乗車人数は通常4名から5名である。

火災発生時の団員の参集状況によるため、仮に、5名が運転資格を 持っていても、その5名が必ず参集するとは言い切れない。他の仕事 に勤務する団員が多いことを考慮すれば、免許所持者はより多い方 が良いと考えている。

- 道路交通法改正により運転資格を持たない者が増え、円滑な消火 活動につながらず延焼等の被害が広がることを懸念すれば、免許取 得する団員を早急に増やすべきである。
- 消防団員の確保は難しいとのことだが、新入団員は何名いるのか。
- 今年度は13名が新たに入団している。
- 消防団は何分団まであるのか。
- 8分団まである。
- 1分団当たり1名か2名の新入団員がいるということか。
- そのとおりである。
- その団員は運転資格を持っていないのか。
- 平成29年度以降に免許を取得した団員の多くは3.5トンまでの運転資格しか持っていない。
- 運転資格に関しては、運送業界でも対応に苦慮しており、道路交通 法改正後は1.5トンの運転資格しか持たないため、トラックの荷物 搬送量が減少したと聞いている。
- 道路交通法改正前の免許であれば運転可能だが、現状では新入団 員の多くが本事業の助成対象であり、安定した消防団活動の維持の 観点から、更に取得を進める必要がある。
- 運転資格を持たないことを理由に、消防団に入団しないことのないよう助成を進めたいと考えている。
- 準中型免許や中型免許の助成が受けられることを理由に入団する 団員はいるのか。
- 今まで聞いたことがない。
- この取組が消防団入団へのアピールになればよい。
- 免許取得試験の難易度は高いのか。
- 詳細は把握していないが、運転する技術にそれほど大きな違いは

ないと考えている。

- 団員全員に免許を取得させるにはどの程度予算が必要なのか。
- 現在、運転資格を持たない消防団員は33名いるが、その33名が中型免許を取得する場合、1名当たり約20万円で、合計約600万円の予算が見込まれる。

なお、所属する分団に配備された車両に対応した運転資格を取得するため、5トン限定解除、7.5トン未満、7.5トン以上など、団員が所属する分団によって必要となる運転資格にも違いが生じる。

- 免許の取得費用を伺いたい。
- 5トン限定解除は8万円、準中型免許や中型免許は20万円である。
- 消防団活動の維持の観点から必要性や緊急性は高いと思料するが、予算措置は見込めるのか。
- 現在4名から申込みがあり、今後の実績や取得希望者を勘案して 予算措置を講じたいと考えている。
- 消防団に入団しない要因の一つとして、団員の処遇が挙げられる と聞いているが、実態はどうなのか。
- 処遇に関する課題として、団員への報酬が所属分団に支払われる ことが挙げられていたが、現在は団員個人に支払う対応に切り替え ている。
- 年額報酬を伺いたい。
- 全国平均は38,000円であるが、本市は76,000円である。
- 出動報酬を伺いたい。
- 1回の出動につき3,000円である。
- 活動内容から鑑みても報酬は少ないように感じる。
- まず、消防団員の確保を図ることが優先であり、本事業の趣旨は十分に理解でき、処遇改善を含めて継続するべきである。
- 消防団員の上限人数を満たす分団はどの程度あるのか。
- 1分団、4分団、5分団及び8分団は25名の消防団員がいる。
- 公益性、有効性ともに十分に意義が認められるが、火災発生現場に 出動できない事態があるなら、速やかにより多くの消防団員が免許 を取得するべきである。消防団員から資格取得の要望があった際に は、可能な限り柔軟な対応を求めたい。
- これまでの話をまとめると、本事業は、消防団員に対し、その所属する分団に配備されている準中型自動車等の運転資格の取得費用を補助することにより、消防団員の確保を図り、もって消防団活動を安定的に実施することを目的として実施しており、その意義が認められることから、継続することが適当である。

他方、資格を持たない団員が最初に参集するなど、状況によっては 出動が困難となる場合があり、いかに資格取得を進めるかが課題と なっている。

よって、資格取得を希望する団員の増加を図るため、積極的な周知に努めるとともに、資格の必要な団員からの要望があった場合には、

可能な限り補助ができるよう柔軟に対応し、多くの団員に速やかに 資格を取得してもらうことが望ましい。

議題2 行政評価委員会としての意見整理

第4回会議で審議した事務事業1件の外部評価(修正案)及び第5回 会議で審議した事務事業2件の外部評価(案)について提示した。

№.8 保育コンシェルジュ事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No. 6 在宅医療·介護連携推進事業

- 第三段落の「市民等に対するアンケート調査の実施等により定性 的な現状を把握した上で、」の一文について、市民に対する広域なア ンケート調査でなく、利用者に対して調査を実施し、満足度や制度の 良し悪し、要望の有無などを把握してサービス改善にいかすことが 重要であるとの議論であったため、それを反映させた内容に表現を 改めるべきである。
- 他に意見はあるか。
- 意見なし。
- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、委員の皆様に送付する。

No. 7 生活支援体制整備事業

- 各地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーター 個人の能力に依存するより、組織的に知識や情報を蓄積させ、その機能を継続、維持するべきであるという議論であったと思料する。
- 最後の段落「支援体制の機能強化について工夫改善を図り、高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実につなげていくことを期待したい。」の一文について、適材適所の人員配置を組織的に行える体制が望ましいという意見を反映させ、その旨の内容に修正するため、「支援体制の強化」を「組織の管理運営体制の強化」に表現を改めるべきである。
- 他に意見はあるか。
- 意見なし。
- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、委員の皆様に送付する。

議題3 令和4年度行政評価外部評価報告書(案)について 令和4年度行政評価外部評価報告書(案)について、会議資料に基づ

き事務局から説明した。

【質疑・意見等】

- 当委員会による外部評価の結果は、どの程度市政運営や事務事業 に反映されるものなのか。
- 当委員会による評価や意見は客観的かつ公正に審議されたものとして重要だと考えており、各課にフィードバックするとともに、施策に反映させているかなど、見直し状況についても調査している。今後、機会を捉えてその取りまとめ結果について委員の皆様に報告したいと考えている。
- これまで当委員会と所管課の評価が大きく異なることはなかった が、改善を求めた意見がどの程度事業に反映されたかという結果が 分かることが望ましい。
- 行政の内部だけでは提案しにくい意見を市民の視点で意見しているため、市政運営に資するものになっているのかが目に見えると良い。
- 他に意見はあるか。
- 特になし。

議題4 その他

今後のスケジュールについて、事務局から報告した。

■ 今後のスケジュールであるが、第3回から第6回までの会議録、本日審議した事務事業2件の外部評価(案)及び第5回で審議した事務事業2件の外部評価(修正案)については、事務局で作成次第各委員に送付し、確認いただきたいと考えている。

その後、議題3で説明したとおり、本年度審議した全ての外部評価 調書を「外部評価報告書」として整理し、委員長による決定を経て市 長に提出することとしたいと考えている。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

			☑公 開	傍聴者:_	0	人
会	議	0)	□一部公開			
公	開	•	□非公開			
非分	開の	別	※一部公開又は非公開とした理由			`
// _	1 1013	/3 3				J

会議録の開示 ・非開示の別	☑開 示 □一部開示(根拠法令等: □非 開 示(根拠法令等:)
庶務担当課	企画財政部 行政経営課(内線:392)	

(日本産業規格A列4番)